

## 年末年始を迎えるにあたって

平素は、労働基準行政、及び相模原労働基準監督署の業務運営に関し、深いご理解と多岐にわたるご協力をいただいておりますこと厚く御礼申し上げます。

さて、晩秋から初冬の候となり、今年も皆様と共に年末年始の労働災害防止活動に取り組む時季がやってまいりました。

中央労働災害防止協会は、例年どおり令和5年12月1日から同6年1月15日を「年末年始無災害運動」期間としており、今年の標語を、

「健康と安全で 幸せつなぐ年末年始」

と定め、一方、建設業労働災害防止協会は、同期間を「年末年始労働災害防止強調期間」としており、今年の標語を、

「無事故の歳末 明るい正月」

と定めて、各々労働災害防止活動を展開しています。

このほか、陸上貨物運送事業労働災害防止協会など各災害防止団体においても、年末年始期間を労働災害防止重点期間と位置づけ、独自の活動を行っています。

ここで、当署管内の今年の労働災害の発生状況（10月末時点）に関して申し上げますと、休業4日以上「死傷災害」は減少している一方、死亡災害は秋以降増加し、4件（前年同期は2件）となっています。

神奈川県内でも、特に建設業の死亡災害が多発していることから、神奈川県労働局では建設業に重点を置いた「死亡災害撲滅緊急対策」が推進されているところです。

当署におきましても、管内の状況を踏まえ、「STOP！死亡災害 死亡災害が急増しています」と題した独自のリーフレットを作成し、死亡災害をはじめとする労働災害の防止に向け、周知・啓発に努めているところです。

さて、全ての業種にかかわる労働災害の態様として「転倒災害」が挙げられます。

神奈川県内における昨年の全死傷者数の26%が「転倒災害」であり、その防止が重要な課題となっています。

そこで、当署では、建設工事現場における転倒災害防止を呼び掛けるとともに、この時期、特に降雪及び路面凍結時に際しては、通勤・退勤時を含め転倒災害等防止に十分留意していただきたく、令和6年2月末までを重点期間として同防止対策の推進に取り組んでまいります（いずれも独自のリーフレットを作成し、周知します）。

また、令和6年4月からは従来適用猶予されていた事業・業務に対しても時間外労働の上限規制が適用となります。すべての職場において長時間労働の解消等の「働き方改革」が推進され、実現されますよう併せてお願いをさせていただきます。

最後に、皆様におかれましては、本期間を契機として、労働者の「健康」確保・増進と「安全」（労働災害防止）を二刀流として、共に強力で推進していただくことをお願いし、無事故無災害を達成して「幸せ」で「明るい正月」を迎えられることを祈念しまして、監督署からのメッセージとさせていただきます。

相模原労働基準監督署長

荻野憲一